

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成28年11月18日（金）

開会 13時30分

閉会 14時14分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 森脇健夫委員長、岩崎恭典委員、前田光久委員、柏木康恵委員、
山口千代己教育長

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 浅井雅之、

次長（学校教育担当） 山口颯、次長（育成支援・社会教育担当） 中嶋中、

次長（研修担当） 中田雅喜

教育総務課 課長 長崎敬之

教育財務課 課長 中西秀行、課長補佐兼班長 長尾和子

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 山北正也、班長 加藤真也、
主幹 奥山充人、主査 水谷匡利

福利・給与課 課長 上野公民、課長補佐兼班長 中野雅人

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第33号 専決処分の承認について（公立学校職員の 給与に関する条例の一部を改正する条例案）	原案可決
議案第34号 専決処分の承認について（平成28年度 三重県一般会計補正予算（第4号））	原案可決
議案第35号 専決処分の承認について（平成28年度 三重県一般会計補正予算（第5号））	原案可決
議案第36号 平成29年度教職員人事異動基本方針について	原案可決

6 報告題件名

件 名

報告1 平成29年度当初予算の要求状況について

7 審議の概要

・開会宣言

森脇健夫委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成28年11月2日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

前田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

報告1は当初予算要求状況の公表前であるため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第33号から議案第36号を審議した後、非公開の報告1の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第33号 専決処分の承認について（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）（公開）

（上野福利・給与課長説明）

議案第33号 専決処分の承認について（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）

平成28年11月15日急施を要したため、別紙のとおり公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成28年11月18日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

次のページが専決処分として教育委員会の意見を知事に出した文書でございます。その裏面が、知事から意見を求められた照会の文書です。

改正の内容につきましては、5ページをお開きください。改正の理由は、先般、委員の皆様にご説明をさせていただいた人事委員会勧告の関係で、人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月14日付の給与改定に関する報告が出され、これの実施を決定しましたので、公立学校職員の勤勉手当の支給割合の改正を行うものでございます。

改正の内容は、公立学校職員の勤勉手当についてで、現行は年間の支給割合が100分の160ですが、これを改めまして100分の170に行うものです。

施行期日は公布の日からということですが、一部は平成29年4月1日からとなります。

最後の8ページをお開きください。支給割合については、28年度と29年度以降は若干異なってきますので、この表のとおりとなります。28年度6月は既に支給済みですので、勤勉手当は0.8月、12月が0.9月ということで、トータル1.7カ月。29年度以降は、6月、12月ともに0.85カ月にトータル1.7カ月ということで、再任用職員は28年度6月が0.375月、12月が0.425月で、トータル0.8月、29年度以降は、6月、12月ともに0.4月で、トータル0.8月となっております。

以上、報告です。

【質疑】

委員長

議案第33号はいかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第34号 専決処分の承認について（平成28年度三重県一般会計補正予算（第4号））（公開）

（中西教育財務課長説明）

議案第34号 専決処分の承認について（平成28年度三重県一般会計補正予算（第4号））

平成28年11月11日急施を要したため、別紙のとおり平成28年度三重県一般会計補正予算（第4号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成28年11月18日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成28年度三重県一般会計補正予算（第4号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚目が平成28年度三重県一般会計補正予算（第4号）のうち、教育に関する部分についての知事からの意見照会に対しまして、原案に同意した回答文書でございます。その裏面が知事からの照会文書でございます。

それでは、内容について1ページでございます。歳出補正予算（教育委員会）でございますが、補正額がそれぞれの項で表のとおりとなっております、高等学校費を

除くすべての項で減額となり、16億3,056万7千円の減額となります。
1,649億1,758万7千円が補正後の金額になっております。

その内容につきまして、2ページをおめくりいただきまして、歳出について、それぞれ項あるいは事業名をここに記載させていただいておりますが、基本的には人件費につきましては、当初からの再算定、今の時点での見込みによる再算定による増額、減額等でございます。教育総務費の中の2つ目の高等学校等進学支援事業費あるいは高等学校等教育費負担軽減事業につきましては、それぞれ貸与見込み額あるいは給付見込額の現時点での精査による減額でございます。

高等学校費の2つ目の学校情報ネットワーク事業費につきましては、機器の備品購入費の入札による減額でございます。

校舎その他建築費につきましては、補正額2億1,941万1千円でございますが、これは四日市工業高等学校専攻科の整備事業につきまして、本来、29年度、30年度実施しようとしていたものを、今回の国の緊急経済対策の国補事業の対象として申請していくことにより、前倒しして実施しますので、この金額をここに上げさせていただいております。

あとは特別支援学校のスクールバス、これも入札による減でございます。工事のほうも入札による減、最後の社会教育費は、NEXCOあるいは国からの受託発掘調査費の受託事業費減による減額となっております。

3ページは、先ほどの四日市工業高等学校専攻科の整備に関する費用につきまして、今の時期からの発注でございますので、年度内の完了が困難と見込まれますので、全額繰越明許費を設定させていただくものでございます。

4ページは、今回の12月補正予算の債務負担行為でございます。それぞれ表のとおりとなっておりますが、基本的には、学校情報ネットワークとIT関係の債務負担行為の設定でございます。少しイレギュラーでございますが、7番目に先ほどの専攻科の整備につきまして、2か年事業でございますので、29年度の債務負担行為の設定をここでさせていただいております。

最後、9番目は特別支援学校のスクールバスの運行委託を4月当初から実施するために、ここで債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上でございます。

【質疑】

委員長

議案第34号はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第35号 専決処分の承認について（平成28年度三重県一般会計補正予算（第5号））（公開）

(中西教育財務課長説明)

議案第35号 専決処分の承認について(平成28年度三重県一般会計補正予算(第5号))

平成28年11月15日急施を要したため、別紙のとおり平成28年度三重県一般会計補正予算(第5号)に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成28年11月18日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成28年度三重県一般会計補正予算(第5号)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚目が、平成28年度三重県一般会計補正予算(第5号)のうち、教育に関する部分についての知事からの意見照会に対しまして、原案に同意した回答文書でございます。その裏面が知事からの照会文書でございます。

それでは、1ページですが、5号の歳出補正予算のPersonnel費ですが、平成28年の10月に出席された人事委員会勧告に基づく給与改定の実施に伴う増額、勧告内容につきましては、期末勤勉手当の支給額を0.1か月引き上げて年間4.3とするもので、それに伴う手当の増額と共済費の負担の増額分がそれぞれの各項の補正額ということで、トータル7億3,087万7千円、補正後の金額として1,656億4,846万4千円となっております。

2ページも同じ人勸のみの増額の部分をそれぞれの事業名、項について記載したものです。

説明は以上でございます。

【質疑】

委員長

議案第35号はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第36号 平成29年度教職員人事異動基本方針について (公開)

(小見山教職員課長説明)

議案第36号 平成29年度教職員人事異動基本方針について

平成29年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。平成28年11月18日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第2号の規定によ

り教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページをご覧ください。平成29年度の教職員人事異動基本方針の案でございます。もう1ページめくっていただきますと、昨年度との新旧対照表という形で、まず基本方針をお示しさせていただいております。人事異動の基本方針の基本的な部分については、昨年度と同様、丁寧な形で進めたいと考えています。下線部が今回、見直したところで、1つが28年3月に三重県教育ビジョンを策定したので、少し修正いたしました。それと同様に、中段のところの下線部ですが、これも三重県教育ビジョンの書き方に合わせて 字句を「健やかに生きていくための身体の育成に」という形に修正させていただいたところです。それ以外の部分については、同様の形で進めさせていただいて、一番下段にある3つの基本方針に基づき人事異動をさせていただきたいというところです。

3 ページ以降が、それぞれ小中学校の教職員の人事異動に係る実施要領、9 ページ以降が県立学校の教職員の人事異動に係る実施要領となります。これにつきましても、小中学校については、それぞれ3 ページ、4 ページがその案ということ、5 ページから7 ページそれぞれ新旧対照という形でつけさせていただいております。

今回、実施要領の部分で小中のところを少し修正させていただいたところは、4 ページを見ていただきますと、一番上段のところ。「2 昇任及び降任」の(2)の部分でございますが、「若手及び女性の意欲と能力を重視し、積極的な登用を図る」ということで、「意欲と能力を重視し」というところを少し追記をさせていただきました。

この主な趣旨は、「女性活躍推進法」に基づき教育委員会においても平成28年3月に「女性活躍推進アクションプラン」というのを作成して、今、積極的な女性の登用、育成、いろいろな形のことに取り組んでいるところですが、この昇任の部分についても積極的な登用をという意味で、この部分について少し追記をさせていただきました。

5 ページから新旧対照表という形でお付けさせていただいておりますが、今回、ご提案させていただく部分は、この部分1点でございます。それ以外のところについては、昨年と同様という形で進めさせていただきたいと考えています。

9 ページからが県立の部分です。ここも基本的な考え方は同じで、今回、ご提案させていただく中身は、10 ページの一番上のところ、同じ箇所について県立も同様の形で字句を追記して進めさせていただきたいと考えております。

基本的には以上のような形で進めさせていただきたいと考えておりますが、スケジュール的なことをご説明させていただきますと、本日、この中身についてご説明させていただいた後、県立であれば、12月の下旬に県立学校の校長を集めて説明をさせていただいて、職員であれば大体1月上旬に異動希望調書を提出していただき学校で取りまとめという形での進め方です。あと、小中学校の先生につきましては、それぞれ市町教育委員会がございますので、教育長会でご説明もさせていただいて、その後、校長先生にもご説明させていただく機会を取りながら、スケジュール的には1月上旬には先生のご希望をとりまとめながら、年度末へ向けての

スケジュールという形で今年度についても進めさせていただきたいと考えています。変更点を中心に説明させていただきました。説明は以上でございます。

【質疑】

委員長

議案第36号についていかがでしょうか。

岩崎委員

基本的に若手、女性の能力を重視するという文章を入れたというところだけという理解でいいんですね。これを入れることによって、従前とはどう違う状況が生まれることを期待するのでしょうか。

教職員課長

まず、例えば今年度の管理職の登用に係る試験についても、女性登用を進めるためにということで、今まで学校長の推薦が2名であったものを3名までいいとか、そんな形で女性登用を進めるために、いろんな取組を進めています。そういうことも受けて、人事の昇任のほうでもぜひ積極的に女性の登用も意欲と能力をとということもございますが、そういうものと絡めて人事異動にも反映させたいという意味で、今回、入れさせていただいたところです。

委員長

若手のほうはどうなるのでしょうか。

教職員課長

今、管理職の年齢構成、職員全体の年齢構成もそうですが、非常に50代が多くて、40代がかなり少ないという形になってきております。この50代の管理職の方が退職されていくと、当然その40代の若手の方に今より早い段階から積極的に管理職になっていただく必要があると考えています。そういう意味も含めて、この若手、女性というところに意欲、能力ということを追記させていただいて、もちろん登用の試験を受けていただいておりますが、ぜひ、そういう形で合格された方について登用を進めたいということで、合わせての意味とさせていただきます。

前田委員

若手というのは、具体的に何歳ぐらいまで。

教職員課長

今の昇任の部分の登用のところですので、40代ぐらいの方は若手になってくるかと思えます。

教育長

今まででは48ぐらいの校長任用というのがあったんですが、それで一番若手というところで、大体は50を上回る。小中学校の場合は55歳から57歳に校長、教頭の任用を上げたんです。それは市町の教育委員会から要望があったんですが、今度は逆に市町の教育委員会が若手を登用してほしいという要望もあって、議会でも出ておりますので、現在の年齢で準備している職員のことと考えて2年から3年くらいかけてもう一度年齢を下げようかと。受験資格を55歳をアッパーにいくという考えでおります。

前田委員

私、この登用ということで12ページに書いてもらっている中で、(2)「意欲と能力を重視し」と書いてあるんですね。大前提は、今、ニュースなどを見ている、国を挙げて女性の活用とかということ。それはいいことだと思います。必要なことと思いますが、無条件の通行手形ではないと僕は思います。やはり意欲があるが、従来の仕組みなどではなかなか門戸が狭かったというのであれば、それは開けないといけないと思いますが、女性ということ、あるいは若いということだけでフリーパスを与えてはいけないだろうと。やはりそれなりの組織の中で責任を持ったことをやっていってもらおうという期待もあるわけですから、チャレンジャーなのか、そういう心構えはしっかりと持って挑戦してもらおうということが大前提だと思っただけです。その意欲を封じたいかとは思いますが。

教職員課長

私も管理職の試験の面接官などもさせてもらったんですが、女性で受験している方は、覚悟を持ってやろうと来ているというのを、面接させていただいて感じる場所がありましたので、委員もおっしゃっていただいたところの分をもって臨んでいただいているんだなというように感じたところでございます。

柏木委員

私は転任のところですが、ここに書いてあります7項目ある中で、学校というのは人で運営していくというので、なかなかいろんなものを異動させたりするのは難しいと思うんですが、特色ある学校で水平展開をして、その市町の学校の教育力を上げていくためには、転任ということによって、それぞれのいいところを伸ばしていただきたいので、ちゃんとしていると思うんですが、市町のほうにも転任のほうは心血を注いでしていただけるようお願いをしていただきたいという希望だけです。

教職員課長

ありがとうございます。基本方針の1のところ、「それぞれの学校の経営方針に資するため」という部分で、学校運営上のことも1つの項目に掲げて、そのための適正配置に努めるということが一番に掲げておりますので、おっしゃっていただいた中身を伝えていきたいと思っております。

委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 平成29年度当初予算の要求状況について (非公開)

教育財務課長が説明し、全委員が本報告を了承する。